

藤沢市少年の森

キャンプの利用について

- 利用できる方**:子ども 10 人以上と引率者からなる青少年活動を目的とする団体
青少年健全育成のために研修をおこなう 10 人以上の団体

- 利用できる期間・時間**

7 月から 8 月

初日 13 時 30 分から最終日 10 時まで

- 定員** :160 人 (コロナ対策中は 80 人)

常設テント 22 張り (6 人用 10 張 8 人用 12 張) テントマット付



- 手続きの方法**

- 事前打ち合わせ(申請書の提出)**

- ・必ず一度ご来園ください。
└ 当日ご宿泊される引率責任者の方が手続きへご来園ください。
- ・利用申請書のご記入
- ・事前説明・打ち合わせ
- ・利用人数・必要テント数をお知らせください。

- 提出書類(利用日の 10 日前までに、郵送・FAX可)**

- ・貸出物品表
- ・利用当日の活動計画書

- 当日**

- ・リネン料金の支払い

●寝具について

- ・寝具の貸出は毛布のみです。(毛布カバークリーニング代 400円)
- ・寝具はご持参いただいても構いません。(寝袋など)

●持ち込みの必要な物品

- ・洗剤石鹼類(食器用 手洗い用) 食料調味料 蚊取り線香 虫よけ
他炊事やカトラリー等食器に関するもの 軍手、マッチ、焚き付けなど

●シャワーの利用について

- ・宿泊棟内にシャワーがあります。(一人5分 200円)
 - ・使用する場合は活動計画書の「シャワーの人数」欄にご記入ください。
- ※他の団体とシャワーの時間の調整をさせていただきます。また、人数・状況によってはご利用いただけない場合もあるかもしれません。ご理解をお願いいたします。
- ※シャンプー、石鹼は持ち込みをお願いします。

●車での来園

- ・園内への乗り入れは各団体一台までです。
└ 荷物の搬入・搬出が終わりましたら駐車場へお戻してください。
- ・一団体あたり10区画の間に詰めてお停めください。

●入村式

- ・宿泊される皆様がお揃いになったら入村式をおこないます。
- ・テント・野外炊事場の使い方、物品貸出などをします。合わせて30分程度です。

●物品貸出

- ・毛布は管理棟2階で貸し出します。
- ・炊事用具・食器・テントマットは野外倉庫前で貸し出します。

●テントでの注意事項

- ① テントは破れやすいので丁寧に扱ってください。
- ② テント周辺は紐が多いので、走り回るのは大変危険です。
- ③ テント内は飲食禁止です。
- ④ 蚊取り線香などは、テントの外、入り口付近で使用してください。
- ⑤ 他のテントを懐中電灯で照らすなどしないでください。
- ⑥ 消灯後は静かにしてください。近隣の住民の方や他テントの方に迷惑がかかります。
- ⑦ 雨天の時、テントの生地には体や荷物が接触するとそこから水が浸みてきます。

●花火について

- ・花火が利用できます。

- ・利用の10日前までに窓口で説明を受け、申請書を提出する必要があります。
- ・使用できる花火は手持ち花火のみです。ねずみ花火やロケット花火、打ち上げ花火、噴出花火は禁止です。
- ・詳しくは少年の森窓口までお問い合わせください。

●テントサイトの電灯

- ・22時消灯です。トイレ・炊事場はみなさまが点灯できるようになっています。

●夜間の連絡

- ・インターホンまたは電話で管理棟宛に連絡をしてください。職員が対応致します。
- ・緊急時は、管理棟の2階に避難していただくよう誘導いたします。

●日帰りのお手伝い等の方

- ・夜は22時までにお帰りください。22時に門を施錠します。
- ・朝は、8:15頃に解錠します。それ以前に解錠が必要な場合は、活動計画書に記入してください。6:30以降であれば対応できます。

●ゴミの処理

- ① きれいなプラスチックゴミはまとめてください。回収します。
- ② ペットボトルはラベルとキャップを取り、きれいに洗ってください。
- ③ 生ごみは、職員の指示に従って処理をしてください。
- ④ 可燃物・缶・ビン・不燃ごみはお持ち帰りください。

※別紙「ゴミの出し方について」を詳しくご覧ください。

└分別が出来ていない場合、再度分別をお願いすることがあります。ご了承ください。

●退室時の清掃・野外炊事場、トイレの清掃・物品返却

6:30～7:45

毛布の返却。毛布カバーをしたまま管理棟2階へ運んでください。

- ・2階でカバーを外し、それぞれをきれいに畳んでください。

9:00 美化アワー（炊事場 野外トイレ テント 営火場等利用施設の清掃）

- ・テントマットを物品貸出台に出し（雨天時は休憩棟）テントの中をほうきで掃いてください。
- ・テント周辺のゴミを集めてください。
- ・トイレ、営火場は他の団体とともに職員の指示で掃除します。

9:30 物品返却

- ・物品貸出台でチェックをうけ、お貸しした物品をお返しくください。洗い切れていない場合は洗い直しをお願いすることがあります。

●退村 精算 ゴミの受け渡し

- 10:00
- ・退村式を芝生広場で行います。
 - ・薪代の精算を管理棟窓口でしてください。
 - ・ゴミを管理棟で受け取ります

●傷害保険について

- ・少年の森では事故や怪我についての保険に加入していません。自己責任となります。
- ・十分お気をつけてご活動してください。

●指導者(引率者)の方へ

- ・施設内は禁煙です。駐車場や正門付近もたばこは吸えません。
- ・施設内の飲酒は禁止となっております。
- ・宿泊中止の決定は、利用者の判断を第一としますが、台風、大雨、地震や火事など危険な場合、危険が予想される場合には、施設管理者の判断により、利用を中止または緊急退去していただくことがあります。ご了承ください。

- ・ケガや急病の場合には、管理棟まで連絡してください。

※近隣の医療機関 藤沢御所見病院（藤沢市瀬郷 580 Tel 0466-48-6501）

※夜間休日診療 広報「ふじさわ」及び藤沢市のホームページをご確認ください。

●楽しく、安全に少年の森で過ごしていただくために・・・

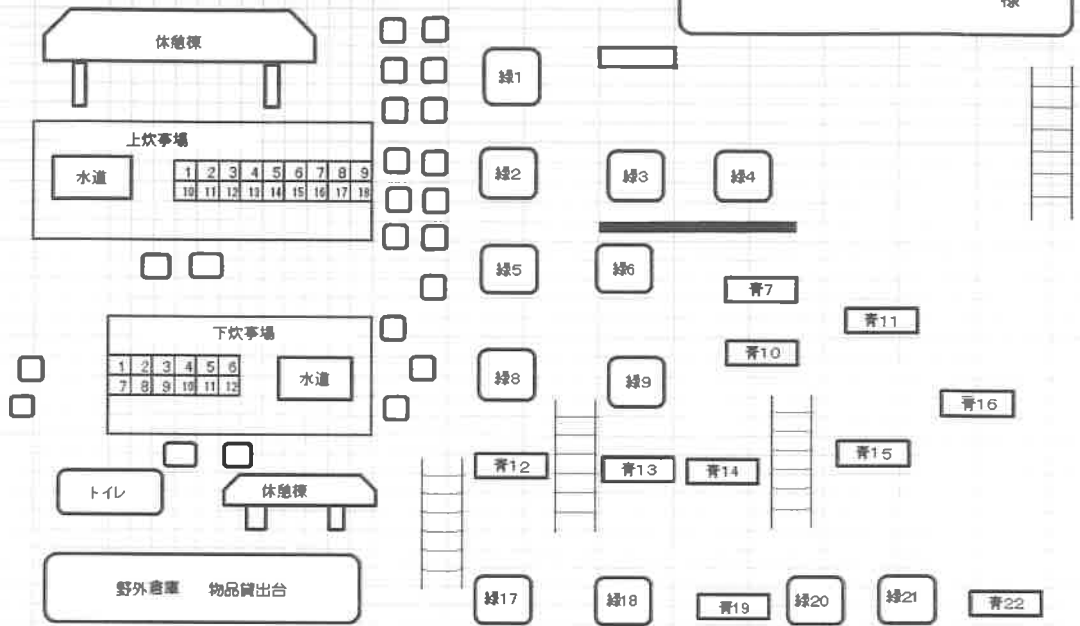
- ・害虫や天候、気温の変化など、野外での生活や活動に適した服装や履物を身につけましょう。場所柄、特に蚊が多いのでお気を付けください。
- ・森にはへびやハチも棲んでいます。これらの生き物には十分に注意し、そっとしておいてあげてください。

●その他

- ・9月から6月は野外活動を目的にする団体が有資格者の指導のもと持ち込みテントを使用した宿泊をすることができます。ただし、緊急時に備えて宿泊棟を有料で確保する必要があります。料金は宿泊棟の利用料に準じます。
- ・貸し出し毛布のクリーニングが必要になった場合、毛布クリーニング代として770円（情勢によって前後します）いただきます。

少年の森キャンプ場

月 日 様



電話:0466-48-7234 FAX:0466-48-7249

メールアドレス:mori@f-mirai.jp

開園時間: 9:00~16:30

休園日:年末年始、祝日を除く月曜日(7~8月は無休)

公益財団法人 藤沢市みらい創造財団
青少年事業課

藤沢市少年の森